

第6回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和3年8月12日(木) 14:00~15:30
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、菊地委員、藤波委員、間淵委員、湯川委員 (湖西市) 7人 川上環境部長 廃棄物対策課: 藤井課長、木下課長代理、井口、藤田、橋本、松本
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 協議事項 (1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について (2) 許可業務(仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬について)

発言者	発言内容
-----	------

事務局 これまで、浄化槽汚泥の許可区域について、業者からは区域割の再編は応じられないという意見があり、市としては区域割撤廃のみを提案してきたが、今年5月から業者と調整会議を行う中で、区域割再編について前向きな協議をすることができた。本日、区域割再編についても区域割撤廃に加えて提案させていただく。詳細は後ほど担当から説明する。

協議事項

(1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について

委員長 前回、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務について協議する中で、さらに新たな課題が出た。その内容について、事務局から説明してもらい、委員で議論していく。その後、答申の委員長私案を提示するので委員の意見をいただきたい。今回、静岡県環境整備事業組合から意見書の提出があった。これについての意見等は質疑の際に発言をお願いします。

事務局 (資料6-①に基づき説明)

委員長 これまでの議論で、現行の委託制を継続していくことは難しく、見直しは不可避であることは確認できている。しかし、なぜ委託制から許可制へ移行するのか、その根拠がまだ明らかでないため、委託制、許可制それぞれのメリットとデメリットをより明確にしてほしいという意見が出ていた。(現行の委託制ではなく、契約内容を見直した後の委託制と許可制についての比較である。)事務局から、委託制と許可制の比較について資料を提示してもらった。事務局の説明に対して委員の意見を伺いたい。

委員 委託料支払いの流れについて説明をお願いしたい。許可制移行後も業者は資金繰りをうまく行うことができるのか。

事務局 委託料は毎月支払っており、月末に業者から請求を受け、翌月20日頃に支払っている。

委員 委託でも許可でも資金繰りのずれは生じないとの認識でよいか。

- 事務局 はい。資金繰りの面で問題になることはないと考えている。
- 委員 資料6-①3ページ目の比較表において、料金徴収のデメリットを挙げているが、ABC社は事業系一般廃棄物収集運搬の許可を持っているのではないか。事業系の許可があれば、受益者からの料金徴収も既に実施しているはずであり特段問題はないと個人的には考える。
- 事務局 料金徴収について、3社とも事業系一般廃棄物の許可業者であり請求事務は発生しているため、現状のシステムを活用しながら移行してもらえると考えている。
- 委員 以前は委託制の継続は困難であり、許可への移行が必要であるとのことであったが、委託制についても車両の併用など見直しの余地があるという認識でよいか。
- 事務局 はい。今日提示した資料は、委託内容を見直した場合と、許可制に移行した場合の比較表になる。
- 委員 市と業者の費用負担に関する部分を説明してほしい。また、料金が未納や滞納となった場合、委託制であれば市、許可制であれば業者が負担することになるが、そこを明確にしておく必要がある。最後に、許可制では収集漏れが出てくる恐れがあり、その場合の対策を検討しておく必要があるのではないか。委託制はともかく、許可制における市の処理責任をどのように全うするかを明確にしておく必要がある。
- 事務局 市の負担は、委託制の場合は収集量に応じ、実績で支払うことを想定しているため、条例料金での単価契約による委託であれば、市の収入分がそのまま委託料として業者に支払われることになる。許可制では料金による歳入もないが委託料の歳出もなくなる。業者負担についても、許可制の場合の料金は、業者が設定するが、仮に条例料金と同額であれば委託制の場合と同額の収入となるため負担や収入面において委託制と許可制に差はないと考える。なお、移行後は現状の許可車両の中での委託の収集体制の構築を求めるものであるため、許可車両の収入は、現状の許可業務での収入に加え、委託業務分が加算される。収集漏れについては、現在、業者と浄化槽清掃区域の再編について検討しているところであり、区域割を残すことになれば、し尿収集運搬の許可も再編された浄化槽清掃区域と同一とし、業者に責任をもって収集させることで、許可制でも収集漏れは防ぐことができると考えている。
- 委員長 比較表について、委員の言われるようにメリットデメリットを分けて記入した方が分かりやすかったと感じる。また、受益者の未納滞納時の負担については、業者と市との連携が必要である。許可制移行後も市として対応するという認識でよいか。
- 事務局 現在市の収納率は99%以上となっている。支払いがされない場合はくみ取り停止措置を行っている。くみ取りを行わないと溢れてしまうため、未納滞納となるケースは少ない。
- 委員 問題点が整理され明確になった。資料が見やすくなり、まとめていく方針が見えてきたように思う。
- 委員長 当初の予定では1つずつ委員長私案について協議していく予定であったが、次の議題を事務局に説明してもらった後、一括で委員長私案の検討をしたいと思う。

(2) 許可業務（浄化槽汚泥及び仮設トイレのし尿収集運搬業務）について

事務局 （資料6-②に基づき説明）

委員長 許可業務については、現在、既に需給の均衡が崩れているため、早急に撤廃か再編をしなければならない。事務局に、資料6-②の1ページ目で、撤廃と再編それぞれのメリットデメリット、留意点を並べ、表にして提出してもらった。そして、資料6-②の2ページ目の区域割を撤廃する場合の制限については、車両台数による制限が最もよいのではないかと説明であった。以上を勘案すると、決められた区域内を業者に責任もって業務を実施してもらう区域割の再編による方法が適しているのではないかと事務局の説明であったが、委員の意見を伺う。

委員 従来どおりか撤廃かであれば撤廃を支持していた。従来どおりか再編であれば従来どおりでもよいのではないかと考える。需給の均衡が崩れるところに関しては転廃交付金等での対応が妥当ではないか。また、再編では利用者に何の利便性ももたらさない。撤廃すれば業者間の競争によりサービスの向上が見られると思うため、撤廃か従来通りであれば撤廃、再編か従来通りであれば従来通りがよいと考える。とはいえ現在並行して実施している市と業者間での協議内容を尊重したい。AC社は基数が減ることになるため、その分の補償は必要になってくるのではないか。また確認だが、水面下で市と業者が区域の擦り合わせをして決定する、ということについて、法令上問題はないのか。

事務局 市と業者で打合わせをし、区域を決定することへの懸念について、業者と意見交換は行っているが、最終的には市の判断で決定することになるため、特段問題ないと認識している。

委員 協議ではなく業者から意見を承り市が決定する、ということなら問題ない。

委員 許可制であれば一般的に市域全てを許可するものである。車両台数での制限を提案しているが、他自治体もこの方法で制限している場合が多い。最終的には市の判断にはなるが、今回は業者と打ち合わせをしているため、3社のバランスを見ながら業者から理解を得られる体制を作ることが一番である。区域割は3年や5年の中期で見直し時期を設けることも一案である。

委員 資料6-②1ページ目について、利用者が業者を変更したくないと言ったらどうするのか。

事務局 担当業者を指定してしまうことになるため、個別で説明するなどして理解を得るよう努める。

委員 変更する区域について、重複的な区域割（例えば2社合同の区域割）にして、市民が業者を選択できるようにしてはどうか。

事務局 区域割を定めることは業者責任を明確化させる意味合いもあるため、重複的な区域割にしてしまうと効果が薄れてしまう。区域割を残す場合は区域による格差を解消するため、どの業者でも同じサービス、同じ料金となるよう目指していきたい。

委員 現在は業者ごとに料金は異なっているのか。

事務局 異なっている。その部分の解消についても今後の課題である。

委員 区域割がある状態でも清掃率が100パーセントに達していない原因は何か。業者の努力が足りないということか。

- 事務局 業者も清掃の啓発は行っている。浄化槽は年1回の清掃が義務付けられているが、生活状況により（使用者が少人数ため汚泥も溜まらない等）年1回の清掃は必要ないのではないか、という問合せがある。法令で定める年1回の清掃と使用頻度による食い違いが出てしまっていることも要因の1つであると考えている。
- 委員 今後も区域割の見直しは検討しているのか。
- 事務局 利用者も業者が頻繁に変更されると混乱が起こるため、可能な限り見直しが必要とならない区域割で再編をしていきたい。災害等による見直しについてはこの限りではない。
- 委員 他委員の指摘にもあったが、区域再編は既存業者から基数を分け与えてもらうことになる。その損失の補償、助成は検討しているのか。
- 事務局 その部分を含め業者と検討しているところである。現在のルールの中で、経営への影響を抑えていく形で見直しを進めていきたい。
- 委員 区域再編は、将来的なことも考慮した場合、妥当なのかどうか疑問が残る。
- 委員長 他に追加質問はあるか。市と業者も並行して意見交換しているとのことであるが、本審議会ではあるべき結論を出したい。また、本審議会がきっかけとなり市と業者との話し合いが実施されていることと思う。
- 委員 組合からの意見書に、市は許可料金決定に関与しないのか（許可料金は業者が設定すると言い切る一方で、異なる料金が設定できないよう牽制する発言をしている）という意見が出ているが、市はどのような考えか。
- 事務局 許可制であれば業者が料金設定するため、市が強制できるものではない。しかし、他市事例として参考料金を提示している自治体もある。住民サービスの公平性の観点から、「同じサービス」が前提になるが、料金の基準を示すことも必要であると考えている。
- 委員 市の処理責任を全うするために指導はするが、最終的には業者の決定であるというスタンスでよいか。
- 事務局 はい。許可制だから業者任せにする、ということではない。
- 委員長 では、答申の方向性について協議するため委員長私案について説明する。

委員長 （資料6-③委員長私案読み上げ）

委員長 1について、委託制と比較して許可制のメリットは大きいですが、業者の経営基盤への影響を考慮して市と業者両者が協議を行い許可制の課題を共有すること、デメリットを最小化し、メリットを最大限活かして欲しいとの趣旨である。そして移行にあたっては適切な準備期間を設ける必要があることを盛り込んでいる。

2について、元々区域割の撤廃という流れの中で議論を進めてきたが、前回の審議会から区域割撤廃のデメリットが存在すること、3社の経営基盤への影響が大きいこと、昨年度合理化事業計画が策定されたばかりであり、急激な変化を避けるべきであることを踏まえ、市と業者とで十分な協議を行うべきであるという内容を盛り込んだ委員長私案とした。区域割の撤廃か再編かについては、それぞれメリットデメリットがあるが、これまで市と業者との協議が十分になされてこなかったこともあるため、両者でよりよい方向へ導かれればと考えている。今回の答申は問題の先送りではなく、一里塚であるという認識でとらえてもらいたい。

この私案について委員の意見を伺う。

委員 前段、1については概ね合意する。委託料6,000万の差という課題については共有しつつ、委託制のうちに条例改正し受益者負担率を上げることも検討すべき。2については3行目、「現状の3社体制を維持するとともに」という書き方は市民目線で見ると、業者のため、という色合いが強く感じられてしまうため改めるべきではないか。3については昨年度の合理化事業計画、今回の委託業務・許可業務の見直し、と業者の経営基盤が激変しているため、今後協議すべき分野であると思う。世の中の流れが受益者負担となっている。「慎重に検討」ではなく、「動向を注視しつつ検討する」という表記がよい。

委員 概ね合意する。「現状の3社体制」という表記がやはり気にかかる。この文言を残すなら、3社体制維持の必要性の補足説明が必要ではないか。実態として3社体制になるのは問題ない。3について大都市では処分料金を取っているところが多い。受益者負担を進めることが全国的な流れなので、処分料金の付加の方法を検討する必要があると思う。処分料金を導入している他市町村の方法について情報収集するとよい。

委員 基本的には合意する。まずは委託制を改善しながら継続しつつ、将来的に許可制への移行を検討していくとの内容だと思うが、それが分かるような文章にしたい。1の5段目「業務の安定性の観点からも懸念が示されていることから」の後ろに「まずは委託制の下で改善に努めるとともに」を入れてはどうか。2について、個人的には今後も区域割の見直しができるればよいと考えるが、事務局の説明によると基本的に今回限りとのことである。審議会としての意見は、一般廃棄物処理業を安定的継続的に実施するために、人口減少や下水道接続も広がる中で区域割の設定はやむを得ないが、事業者の経営基盤への影響を考慮しなければならない、という原則を唱えつつ、ただし区域割の見直しは業者への影響が大きいため、市と業者の信頼関係の構築し、その中で再編できるのであれば十分な協議を行い再編していく。最後の「また」の部分の将来的にという内容に変更すべきと考える。

委員 概ね合意する。2について、区域再編への疑問は残るが他委員がよいとのことであれば従う。

委員長 他に意見がないようなので、概ねこの答申私案に同意をいただいたとみなさせていただきます。先ほど委員にいただいた意見を反映させ次回提出したい。1について、まずは「委託制の下で改善に努めること」を盛り込んでどうかという意見を反映させたい。2については、「3社体制に関する記載」を修正しつつ、最後の部分を「原則としては、将来的に区域割の撤廃をする」という内容に修正していきたい。ただし、今直ぐに見直しすることは難しいと考えられるため、業者の経営の安定性や市と業者の信頼関係について盛り込みつつ、将来的にはという内容としたい。3については「慎重に」を削除し、他市町の情報収集を行うように、という意見も盛り込んでいきたい。

次回修正後の委員長私案を提示し、答申としたい。

委員 審議会としては問題ないが、並行している市と業者との打ち合わせはどのような進捗状況か。区域再編の同意確認はほぼとれているのか。

事務局 方向性は見えてきたが現在も協議は継続中である。

委員長 それではこれで第6回審議会を閉会する。

[午後3時30分 閉会]